

令和7年1月
第1回（定例）

香芝市教育委員会議
追加議案

目 次

議第2号	市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議 について	1
------	---	---

議第 2 号

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議
について

市長と教育委員会との地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく協議について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第 18 号の規定により別紙協議書のとおり委員会の議決を求める

令和 7 年 1 月 28 日提出

香芝市教育委員会

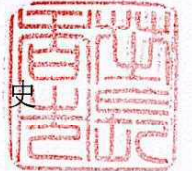
教育長 小 西 友 吉

香 総 政 第 5 号

令和7年 1月24日

香芝市教育委員会 様

香芝市長 三 橋 和 史



市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について

標記の件について、現在、貴委員会に事務の委任及び補助執行させている本職の権限に属する事務について、見直しを図りたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により別紙のとおり協議願います。

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

（教育委員会への委任）

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会に委任する。

- (1) 保育所及び認定こども園の給食の企画及び運営に関する事。
- (2) 香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）に規定する有料公園施設の管理に属する事務

（教育委員会による補助執行）

第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関する事。
- (2) 教育委員会の所掌に係る市議会の議決を経るべき事件につきその議案を作成する事。
- (3) 教育委員会の所掌に係る財産の取得及び処分に関する事（香芝市立幼稚園に関する事を除く。）。
- (4) 教育委員会の所掌に係る契約の締結に関する事。
- (5) 教育委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関する事。
- (6) 香芝市立保育所及び香芝市立認定こども園の保健、衛生及び安全に関する事。
- (7) 学童保育所の財産、施設及び設備の維持保全に関する事。
- (8) 学童保育所の運営に関する事。

（協議）

第3条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

- 1 この協議は、香芝市都市公園条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）の公布の日から施行する。

2 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書（令和6年8月21日合意）は、廃止する。

令和 年 月 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市教育委員会